

**揖斐川町職員を募集します  
〔令和8年度採用〕**

揖斐川町では次のとおり職員を募集します。

**一般行政(大学・短大・高校卒業程度)**  
応募資格

令和8年4月1日現在において満30歳以下の方で、大学・短期大学・高等学校を卒業または令和8年3月卒業見込みの方

**社会人(一般行政・土木)**

応募資格

令和8年4月1日現在において満26歳以上40歳以下の方で、通算して3年以上社会人経験がある方

**保健師**

応募資格

令和8年4月1日現在において満30歳以下の方で、保健師の資格を有する方、または令和7年度内に資格取得見込みの方

**保育士**

応募資格

令和8年4月1日現在において満50歳以下の方で、保育士となる資格を有し、保育士登録簿に登録した方または令和7年度内にその登録見込みの方

**募集人員**

一般行政(大学・短大・高校卒業程度) 3名程度  
社会人(一般行政・土木) 若干名  
保健師 若干名  
保育士 3名程度

**受付期間**

7月30日(水)～8月29日(金)

**1次試験**

試験日 9月28日(日)

場所 揖斐川町役場

内容 教養試験、事務適正検査ほか

**1次試験発表** 10月下旬

**2次試験** 11月中旬

内容 個別面接試験、集団面接試験

**最終合格発表** 12月上旬

**応募方法**

受付期間中に次の書類を役場総務課まで提出してください。

- ・試験申込書(役場総務課備え付け)
- ・履歴書(A3サイズの市販の履歴書を用い、カラー写真を貼付)
- ・卒業(見込)証明書
- ・有資格者の場合は免許証等の写し

☎総務課

TEL 22-2113



**指定管理者公募**

次の施設について令和8年度からの指定管理者を公募します。

**公募施設**

- ①谷汲デイサービスセンター
- ②春日デイサービスセンター
- ③坂内デイサービスセンター・介護指導センター
- ④養護老人ホーム揖斐川尚和園
- ⑤福祉作業所いずみ
- ⑥春日観光案内所兼農林産物直売所
- ⑦坂内バイクランドセンターハウス
- ⑧地域交流センターはなもも

**予定公募期間**

9月上旬～10月上旬

**公募要項および仕様書**

公募開始後、町ホームページおよび担当課窓口にて提示します。

①～⑤健康福祉課 TEL 22-2790

⑥～⑦商工観光課 TEL 22-2814

⑧ 社会教育課 TEL 23-0124

その他指定管理については

政策広報課 TEL 22-2112

**「生活支援サポーター養成講座」受講者募集!!**

住み慣れた地域で、住民相互の支え合いの輪ができるよう「生活支援サポーター養成講座」を開催します。

生活支援サポーターは、普段の暮らしの中でちょっとした困りごとがあるひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等に対して、家事援助(例:ゴミ出し、灯油入れ、室内の掃除など)等の手助けをします。

5月末で40名のサポーターが会員登録をされており、一カ月約60回の活動が行われています。ボランティア活動に関心や意欲のある方は、ぜひ一緒に活動を楽しみましょう。

なお、講座終了後は生活支援グループ「おたすけサポーターはなもも」の会員登録をお願いします。

**募集人数** 若干名(全日程参加可能  
な方)

**受講料** 無料

**申込期限** 8月15日(金)

☎社会福祉協議会 揖斐川支所

TEL 23-0411

Fax 23-1678

**会計年度任用職員を募集します**

①スクールサポートスタッフ  
勤務場所 清水小学校

勤務時間 月曜日～金曜日(国民の祝日、年末年始および学校休業日を除く)1日あたり3時間

②特別支援教育支援員  
勤務場所 北和中学校

勤務時間 月曜日～金曜日(国民の祝日、年末年始および学校休業日を除く)1日あたり6時間

**募集人数** 各1名

**賃金** 時給1,183円

**任用期間**

9月1日～令和8年3月31日

**応募方法**

履歴書(写真添付)に必要事項を記入の上、学校教育課へご提出ください。

**申込期限** 8月8日(金)

※8月中旬に面接を行います。

☎学校教育課 TEL 23-0115

「サポーター養成講座」日程	
■開催日	① 9月 3日(水)
	② 9月 5日(金)
	③ 9月 8日(月)
	④ 9月10日(水)
	⑤ 9月12日(金)
	⑥ 9月17日(水)
■時 間	13時30分～15時
■場 所	①～⑤ まちづくり工房「霞溪舎」 池田町池野259-1 (養老鉄道池野駅舎併設)
	⑥ 揖斐川町地域交流センター「はなもも」

# Information Room

Information Room

（志願者による）  
ターゲット・ボードゴルフ大会に参加しませんか

揖斐川町軽スポーツ連盟では、次のとおりターゲット・ボードゴルフ大会を開催します。ターゲット・ボードゴルフは、手軽で安全なスポーツです。皆さまのご参加をお待ちしております。

**日時** 9月7日(日)8時から受付

**場所** 岡島橋下流 芝生広場

**対象者** 高校生以上

**参加費** 500円(当日徴収)

**申込方法**

9月2日(火)までに、揖斐川健康広場に備え付けの申込み用紙に必要事項を記入のうえ、提出してください。

④ 揖斐川町軽スポーツ連盟  
TEL 22-3804(橋本)

Information Room  
**「あったかい言葉」「標語作品」募集**

揖斐川町青少年育成町民会議では、次のとおり「あったかい言葉」・「標語作品」を募集します。たくさん作品をお寄せください。

**募集**

○小学生・一般：「あったかい言葉」

○中学生・高校生：「標語作品」

**募集資格**

町内に在住、在学、在勤の方

**応募期間**

7月18日(金)～8月27日(水)

**応募用紙および応募先**

揖斐川町役場(社会教育課)

各振興事務所、各公民館  
※小中学校の児童生徒の皆さんは、学校の先生に提出してください。

**作品の発表**

入選された作品は、青少年育成町民大会、広報いびがわなどで紹介する予定です。

④ 社会教育課 TEL 23-0124

Information Room  
**「児童扶養手当」現況届」提出について**

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を促進し、児童福祉の増進を図ることを目的として、児童の母、父、または父母に代わってその児童を養育する養育者に支給される手当です。

この手当を受けている方および停止されている方は、毎年8月に「現況届」の提出が必要です。

7月末頃に現況届提出の案内をお送りしますので、子育て支援課または各振興事務所へ提出してください。現況届の提出がないと、11月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

④ 子育て支援課 TEL 22-2791

Information Room  
**「障がいに関する相談」**

日常生活での困り事や障がい福祉サービスなどについて、相談支援事業者による巡回相談および身体障害者相談員による相談を実施します。相談は無料で秘密は固く守られますので、安

心してご相談ください。  
※事前に電話予約が必要です。

**日時** 8月12日(火)

① 10時

② 11時～(1件あたり50分)

**場所**

揖斐川町役場 第1会議室(1階)

④ 健康福祉課 障がい福祉係

TEL 22-2790

Information Room  
**「第十二回特別弔慰金の請求」について**

第十二回特別弔慰金の要件に該当される方は、手続をしてください。

**《対象者》**

戦没者等の死亡当時のご遺族で、次のいずれかに当てはまる方

① 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

② 戦没者等の子

③ 戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

④ 右記①～③以外の戦没者等の三親等以内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

**支給内容** 額面27万5千円、5年償還の記名国債

**請求期間** 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

④ 健康福祉課 TEL 22-2790

## はなももバス 停留所廃止のお知らせ

令和7年8月1日から、下記の停留所を廃止します。

停留所番号 3-1  
区 名 中町  
停留所名 JAいび川 揖斐支店

有  
料  
広  
告  
欄

## 今月の長寿さん



この度、次の方が長寿者褒賞を受けられ、長寿のお祝いが贈られました。  
皆さん、これからお元気で長生きをしてください。



おおごう 大郷 子ささん  
95歳(胥永)

※次の方はお名前のみ掲載させていただきます。  
増田 美枝 さん(小谷) 95歳

### Information Room シルバー人材センターからのお知らせ

#### 《お仕事の受付》

お困りのことがございましたら、まずはお電話にてご相談ください。お見積もりは無料です。

#### ■仕事例

- \*草刈り・草取り \*家具の解体
- \*襖・障子・網戸張り \*社内清掃
- \*資源ゴミ等の分別
- \*病院等の付き添い \*軽作業
- \*家事援助(洗濯、掃除、窓拭き、買い物、片付け等)

その他の仕事もお問い合わせください。

#### 《今月の事業および入会説明会》

60歳以上で就業の機会をお探しの方は、お気軽に説明会にお越しください。

■日時 8月5日(火)、19日(火)  
10時開始(約一時間)

※要予約

問(公社)揖斐川町シルバー人材センター  
TEL 2310907

### Information Room ニセ警察詐欺に注意!

警察官をかたり、捜査などの名目で、犯人が指定する方法で送金をさせ、お金をだましとる特殊詐欺被害が多発しています。  
警察官は絶対にこんなことはしません!

○警察はSNSやビデオ通話で連絡を取ることはありません



○警察は警察手帳や逮捕状などの画像を送ることはありません

○警察は捜査などの名目で金銭を要求しません

○相手が警察官と名乗っても、金銭を要求された場合は詐欺を疑いましょう!

問 揖斐警察署

TEL 2310110

### Information Room 「8020(80歳で20歯)」運動 表彰のご案内

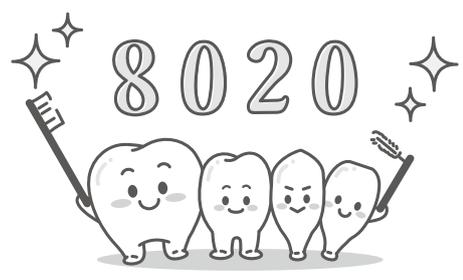
西濃口腔保健協議会では、10月31日時点で80歳以上であり、自分自身の歯が20本以上ある方を表彰いたします。  
該当すると思われる方は、揖斐川保健センターもしくは、かかりつけ歯科医にご相談の上、左記の健診期間中に予約して、歯科医師の診察を受けてください。(申込書は各歯科医院にあります)

※注意 過去に表彰を受けた方は対象になりませんのでご了承ください。  
■健診期間(要予約)  
7月22日(火)～8月4日(月)

■健診機関  
西濃口腔保健協議会に加入の各歯科医院

■歯科健診料  
無料

問 揖斐川保健センター  
TEL 2311511



有料広告欄

## 定額減税調整給付金(不足額給付)のご案内

令和6年度に実施した定額減税しきれないと見込まれる方への定額減税補足給付金(以下「当初給付」という。)において、支給額に不足が生じた方などに対し、給付金を支給します。

### 給付対象者

令和7年1月1日時点で揖斐川町にお住いの方で、次の不足額給付ⅠまたはⅡに該当する方。

#### 不足額給付Ⅰ

当初給付額の算定に際し、令和5年所得などを基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額などが確定した後に、本来給付すべき所要額(A)と当初給付額(B)との間で差額が生じた方。

#### 給付対象となる可能性がある方の例

- ・ 令和5年所得に比べ令和6年所得が減少した方(退職・転職など)
- ・ 扶養親族が令和6年中に増加したことにより、所得税分定額減税可能額が増えた方(子どもの出生など)
- ・ 当初給付実施後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少した方



#### 給付額

- ・ 不足額給付Ⅰ：本来給付すべき所要額と当初給付額との差額
- ・ 不足額給付Ⅱ：1人当たり原則4万円(定額)

#### 不足額給付Ⅱ

以下の要件をすべて満たす方。

- ① 令和6年分所得税・令和6年度個人住民税所得割が0(本人が定額減税の対象外であること)
- ② 税法上、扶養親族からはずれてしまう(扶養親族などとして定額減税の対象外であること)
- ③ 低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない(低所得世帯向け給付対象外でないこと)

#### 給付対象となる可能性がある方の例

- ・ 青色事業専従者、事業専従者(白色)の方
- ・ 合計所得金額48万円超の方

### 手続き方法

#### ●不足額給付Ⅰ

対象者には、7月中旬頃から順次「支給確認書」を郵送しています。案内に沿って、給付要件を確認する書類を添付し、同封の返信用封筒で返信してください。

#### ●不足額給付Ⅱ

対象者には、8月中旬頃から順次「支給確認書」を郵送します。案内に沿って、給付要件を確認する書類を添付し、同封の返信用封筒で返信してください。支給要件に該当する方で、支給確認書が届かない場合は、ご自身からの申請が必要です。申請書は揖斐川町ホームページからダウンロードまたは揖斐川町役場2階政策広報課窓口まで取りに来てください。

#### ●令和6年1月2日以降に転入された方

対象者には、8月中旬頃から順次「支給確認書」を郵送します。支給確認書が届かない場合は、ご自身からの申請が必要です。

締め切り 10月31日(金)消印有効

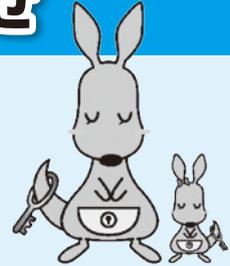
お問い合わせ 揖斐川町役場政策広報課 TEL22-2112

# 岐阜地方法務局大垣支局からのお知らせ

## 大切な遺言書を法務局で保管します！

- ・手数料は、遺言書1通につき3,900円です
- ・法務局で「安心・確実」に保管します
- ・紛失・亡失、破棄や隠匿、改ざんなどを防止できます
- ・家庭裁判所での検認が不要です
- ・死後、遺言書が保管されていることを通知します

詳しくはこちら



遺言書ほかんガルー

## 不動産を相続したら必ず相続登記を！

- ・令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。
- ・登録免許税の免税措置があり、対象も拡充しています。
- ・相続したことを知った日から3年以内に登記を。
- ・義務化前に発生した相続も対象です。



## 住所・氏名の変更登記が義務化されます！

- ・個人も、法人も対象になります。
- ・変更のあった日から2年以内に登記を。
- ・義務化前の住所変更等も対象です。



## 不要な土地を国が引取ります！

《相続土地国庫帰属制度》

- ・相続等により取得した土地を国に移転できます。
- ・建物がないなど、一定の要件を満たすことが必要です。
- ・負担金の納付などの一定の費用負担が必要です。



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

## 【お問い合わせ】

岐阜地方法務局大垣支局  
大垣市丸の内一丁目19 (0584)78-3347  
☆お気軽にお電話または窓口までお越しください。

## 《相続土地国庫帰属制度については》

岐阜地方法務局不動産登記部門 (058)245-3181

## 自衛官等募集案内

募集種目	受験資格	受付期間		試験期日
防衛大学校	18歳以上21歳未満の者	推薦	9月5日～9月9日	9月20日・21日
		総合選抜		1次 9月20日 2次 10月25日・26日
防衛医科大学校	高卒者(見込含)または、高専3年次修了者(見込含)	一般	7月1日～10月16日	1次 11月1日 2次 11月29日～12月3日のうち1日
		医学科学生	7月1日～10月8日	1次 10月25日 2次 12月17日～19日のうち1日
		看護学科学生 (自衛官候補看護学生)	7月1日～10月3日	1次 10月18日 2次 12月6日・7日のうち1日

- ※1 受験資格の年齢は各種目とも令和8年4月1日現在です。
- ※2 各試験日程は変更される場合があります。変更事項については、自衛官募集ホームページ等でお知らせします。
- ※3 お問い合わせ 「自衛隊岐阜地方協力本部 大垣地域事務所」 大垣市林町5-18 光和ビル2階 TEL 0584-73-1150

## ちょっとひとやすみ

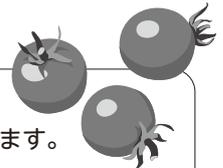
### 食欲のない夏に。冷たく、おいしく、水分補給

\*\*\* 凍らせトマトの冷やし出汁 \*\*\*

暑さが厳しい時期、キッチンに立つのも、食事をするのも、ちょっとしんどく感じる日も...  
そんなときにミニトマトを使った簡単な一品をおすすめ★

#### <つくりかた>

- ① ミニトマトを洗って、袋や容器に入れて冷凍しておきます。
- ② 白だしを水で薄めて、冷蔵庫で冷やしておきます。
- ③ 器にトマトと出汁を注ぎ、塩少々、オリーブオイルをかけたら完成！
- ④ お好みで、大葉やみょうがを添えると香りも楽しめます♪



ごはんの一品としてはもちろん、小腹がすいたときや、食欲がないときの軽食にも。  
家族みんなで食べても、一人の食卓でも、夏の「ご自愛ごはん」です。ひとやすみのおともどうぞ～\*

## 裁判員経験者の声を

お届けします！



裁判員制度  
広報キャラクター  
さいニャン

国民のみなさんが裁判員制度に参加するにあたり心配や不安に思っていることに対して、実際に裁判員を経験された方はどう感じたのか、経験者の声を紹介いたします！

他人の人生を左右する判断をするのは気が重たいし不安だな。

自分の意見をうまく伝えられるかな～。

不安…



心配…



法律の知識なんかないし、裁判って難しそうだけど、私にできるかな？

### 経験者の声



**必要以上に怖がらなくても大丈夫！**

皆で話し合うことで責任の重さが分担し合えた気がして、必要以上に恐れる必要がなかったことに気づけました。



**安心して議論に参加できました！**

自分の意見を言うのが苦手で、最初はどうなるか不安でしたが、意見したことに対して真剣に向き合っていただし、とても意見しやすい環境で、自分がたくさんの人の前で話すことができていることにビックリしました。



**法律の知識がなくても大丈夫！**

公判において、資料・画面等を活用し、ゆっくり説明してもらったので、よく理解することができました。裁判官・検察官・弁護人から詳しい説明があるので、そこまで身構える必要はありませんよ。

裁判員経験者の97.6%が「よい経験」と回答しています。

「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書 令和6年度（2024年度）より」

### 経験者の方からこれから裁判員を経験するみなさんへのメッセージ

シニア層には、これまでの技量や感覚を生かした社会貢献活動の一つになりますし、若い方には、健全な社会常識を育てていく機会になりますので、ぜひ参加してほしいです。

裁判員制度は、法律の専門家ではない国民のみなさんに参加していただくことに意義のある制度です。みなさんの積極的なご参加をお願いします。

もっと詳しくお知りになりたい方は裁判所ウェブサイトへ

